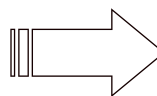


令和5年度 市民税・県民税 特別徴収に関するしおり

もくじ

ページ

◎市民税・県民税特別徴収制度のしくみ	1
◎特別徴収税額の通知	”
◎特別徴収税額に変更があった場合	”
◎特別徴収税額の徴収及び納入方法	”
◎納期の特例	2
◎納期限後に納入する場合	”
◎市民税・県民税の課税	”
◎市民税・県民税の計算方法	3
◎退職所得の分離課税に係る市民税・県民税の特別徴収	4
◎退職・転勤など従業員等に異動があった場合等の手続き	5
◎記載例	6～11
《届出関係書類様式》	
・給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	12～13
・普通徴収から特別徴収への切替届出書	14～15
・特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書	16
・市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例申請書	17
◎よくあるお問い合わせ	



静岡市のお問い合わせ先

- ★特別徴収事務に関するお問い合わせ先
- ★給与支払報告書や特別徴収に関する各種書類等の提出先

静岡市役所 市民税課 特別徴収係	〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所新館2階	電話番号 (054)221-1043 FAX (054)221-1033
------------------------	--	---

- ★個人の課税内容に関するお問い合わせ先

静岡市役所 市民税課 普通徴収第1係	(054)221-1041
静岡市役所 市民税課 普通徴収第2係	(054)221-1542
静岡市 清水市税事務所市民税係	(054)354-2072~2075

※特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）の課税内容に関しては、従業員等（納税義務者）ご本人から通知書に記載の電話番号へお問い合わせください。

※各届出書は静岡市のホームページからもダウンロードできます。コピーしたのも、お使いいただけます。

★静岡市ホームページアドレス
<https://www.city.shizuoka.lg.jp/>

★申請書・届出書ダウンロード
トップページ>申請書ダウンロード>申請書ダウンロード入口>分類別検索>大分類「税金」>中分類「個人市民税」

※納入書の送付について

給与支払報告書（総括表）の提出の際に「納入書不要」と記載いただいた場合は、納入書を同封しておりません。納入書が必要になった場合は、静岡市役所市民税課までご連絡下さい。

特別徴収義務者様

静岡市長

令和5年度 市民税・県民税の特別徴収義務者指定通知書

市民税・県民税の特別徴収につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年度の市民税・県民税の徴収につきまして、地方税法第41条及び第321条の4第1項、並びに静岡市税条例第34条の規定により、貴事業所を特別徴収義務者に指定させていただきました。

つきましては、関係書類を同封いたしましたので、より一層のご配慮とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<令和5年度分 市民税・県民税の取扱いについて(お知らせ)>

1. 特別徴収税額決定通知（特別徴収義務者用）の送付方法

eLTAXで給与支払報告書を提出した際に、事業所が選択した受取方法に応じて「特別徴収税額決定通知（特別徴収義務者用）」を送付します。

(1)「電子データ（正本）」を選択した事業所

「電子データ正本（電子署名あり）」をeLTAXに格納します。マイナンバー情報を含んでいます。受取方法を選択した際に入力したメールアドレス宛に特別徴収税額決定データを格納したこと、ファイルを閲覧・ダウンロードするための「保護番号」を送信します。書面での「特別徴収税額決定通知（特別徴収義務者用）」は送付いたしません。「特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）」のみを郵送します。

(2)「書面（正本）」を選択した事業所

「正本としての書面（公印あり、マイナンバー記載なし）」を「特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）」とともに郵送します。

(3)「書面（正本）+電子データ（副本）」を選択した事業所

「電子データ副本（電子署名なし）」をeLTAXに格納します。データレイアウトは電子データ（正本）と同一で、マイナンバー情報を含んでいます。受取方法を選択した際に入力したメールアドレス宛に特別徴収税額決定データを格納したこと、ファイルを閲覧・ダウンロードするための「保護番号」を送信します。「正本としての書面（公印あり、マイナンバー記載なし）」を「特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）」とともに郵送します。

※受取方法を選択しなかった事業所及び電子データを選択したが通知先メールアドレスが未入力である事業所につきましては、(2)「書面（正本）」での送付となります。

2. 電子データの格納先

電子データ（正本及び副本）はPCdeskメインメニューの「処分通知等メニュー」からダウンロードしてください。ファイルレイアウト等の詳細につきましては、eLTAXホームページをご確認ください。

3. 特別徴収税額決定通知（特別徴収義務者用）の当初賦課通知以降の決定・変更通知について
電子データ（正本）での提供は、当初賦課通知（毎年5月中旬発送予定）のみとなります。当初賦課通知以降の税額決定・変更通知については、従来どおり書面（正本）での郵送となります。

4. 注意事項

- ・「特別徴収税額決定通知（納税義務者用）」については、当初賦課通知および当初賦課通知以降の税額決定・変更通知ともに、従来どおり書面（正本）での郵送となります。
- ・市区町村により対応が異なりますので、静岡市以外の市区町村の対応状況に関しては、各市区町村へお問い合わせいただくか、eLTAXのホームページの情報をご確認ください。

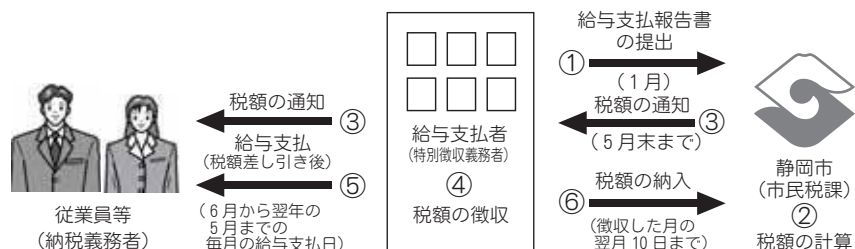
<「地方税共通納税システム」で納税を便利に>

地方税共通納税システムとは、eLTAX（エルタックス）を利用して、全ての都道府県、市区町村へ、金融機関の窓口に向くことなく自宅や職場のパソコンから電子納税ができる仕組みです。複数の地方公共団体へ一括して電子納税が可能となり、納税手続きの利便性向上が期待できます。

ご利用にあたっては、利用届出やパソコン環境の準備が必要となります。詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。<https://www.eltax.lta.go.jp/>

◎市民税・県民税特別徴収制度のしくみ

市民税・県民税の特別徴収とは、給与支払者が毎月給与を支払う際に従業員等の住民税を差し引き、納税義務者である従業員等に代わって、従業員等の居住する市区町村に納入していただく制度です。



1 特別徴収義務者の指定

従業員等に対して給与を支払い、所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は、すべて特別徴収義務者として指定され、従業員等の市民税・県民税を特別徴収することになっています。(地方税法第321条の4)

2 特別徴収の対象となる従業員等

前年中に給与所得があり、かつ4月1日現在で給与の支払いを受けているすべての従業員等から、市民税・県民税を特別徴収することになっています。(地方税法第321条の4)

※パート・アルバイトの方でも上記に該当する方は特別徴収の対象となります。

3 特別徴収の範囲

特別徴収により、給与から差し引いて徴収していただく税額は、原則として給与所得に対する市民税・県民税です。

ただし、給与所得以外に他の所得がある従業員等が、所得税の確定申告等において、給与所得以外の所得に対する市民税・県民税の徴収方法について特別徴収を選択又は徴収方法の選択がない場合は、給与所得以外の所得に対する市民税・県民税についても特別徴収により徴収していただきます。

また、退職手当等に対する市民税・県民税についても特別徴収により徴収していただきます。

◎特別徴収税額の通知

市区町村は、特別徴収義務者及び納税義務者に対して、毎年5月31日までに徴収税額を通知することになっています。

1 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用) [茶色刷]

この通知書は、給与支払者(特別徴収義務者)が、従業員等(納税義務者)から徴収し、納付していただく各月ごとの合計金額を記載しています。

※令和2年度より、電子正本をお送りする事業所に対しては、書面での正本の送付は行っていません。

2 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用) [緑色刷]

この通知書は、従業員等(納税義務者)に市民税・県民税の特別徴収税額を通知するためのものですので、速やかに従業員等ご本人にお渡しください。

◎特別徴収税額に変更があった場合

特別徴収税額の通知後、その税額又は課税内容若しくは徴収方法に変更が生じたときは、市区町村が改めて「特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」により変更後の特別徴収税額を通知しますので、この場合は変更後の通知書によって今後の徴収を行ってください。なお、「特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」は、従業員等ご本人にお渡しください。

◎特別徴収税額の徴収及び納入方法

1 特別徴収税額の徴収

「特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」に、各従業員等の特別徴収税額が記載されていますので、6月から翌年5月までの12回に分けて、毎月の給与の支払時に当該月の税額を差し引いて徴収してください。

2 特別徴収税額の納入期限及び納入方法

徴収した税額は、翌月の10日(10日が土曜日、日曜日、祝日の場合は翌開庁日)までに、同封しています「納入書」により納入してください。なお、納入書は6月分から翌年5月分までの12枚と予備2枚の14枚綴りとなっていますので、納入に当たっては、必ず特別徴収した月分の納入書をご使用ください。

◎納期の特例

給与の支払いを受ける従業員等が常時10人未満の給与支払者に限り、市長に対して申請を行い、承認を受けた場合は、承認を受けた日の属する月以後の徴収税額については、次のとおり年2回に分けて納入することができます。

徴収月	納期限
6月分から11月分	12月11日（11月分の納入書を使用してください。）
12月分から5月分	6月10日（5月分の納入書を使用してください。）

1 申請方法

「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例申請書」に必要事項を記入し、静岡市役所市民税課へ申請してください。申請書を受理次第審査を行い、後日「特例承認（不承認）通知」を送付いたします。承認を得た給与支払者については、取消しの通知がない限り、その後も毎年引き続いて納期特例が適用されます。

2 申請時期

納期の特例を受けようとする月の15日まで。

3 特例を受けるに当たっての注意事項

市税の滞納がある給与支払者については、この承認が受けられないことがあります。また、承認を受けた後、給与の支払いを受ける従業員等が常時10人以上となった場合には、速やかに届け出てください。

◎納期限後に納入する場合

納期限までに完納されないときには、その翌日から納入の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額

の延滞金（100円未満の端数があるときはその端数を、全額が1,000円未満のときはその全額を切捨てます。）を徴収します。

この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

◎市民税・県民税の課税

1 納税義務のある人

- (1) その年の1月1日現在、静岡市に住所を有する人
- (2) その年の1月1日現在、静岡市に住所は有しないが、事務所・事業所又は家屋敷を有する人

2 市民税・県民税が非課税となる人

- (1) 生活保護法によって生活扶助を受けている人
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人
- (3) 前年中の合計所得金額が次により算出された額以下の人
 $31.5万円 \times (\text{同一生計配偶者と扶養親族の合計人数} + 1) + 10万円 + 18.9万円$
ただし、18.9万円は同一生計配偶者又は扶養親族がある場合に加算します。

3 市民税・県民税の所得割が非課税となる人

- 前年中の総所得金額等が次により算出された額以下の人
 $35万円 \times (\text{同一生計配偶者と扶養親族の合計人数} + 1) + 10万円 + 32万円$
ただし、32万円は同一生計配偶者又は扶養親族がある場合に加算します。

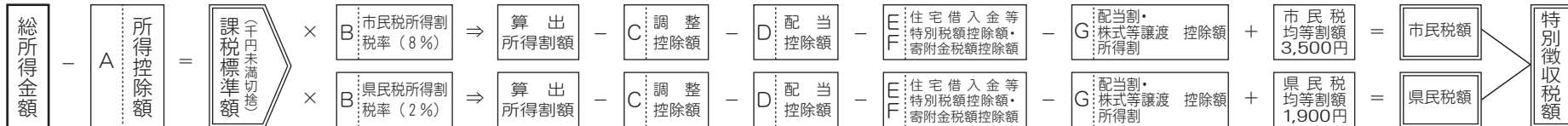
4 税率

	市民税	県民税
所得割（総所得割）	8%	2%
均等割	3,500円※ ₁	1,900円※ ₁ ※ ₂

※₁ 緊急防災・減災事業の財源確保のために制定された地方税の臨時特例法により、市民税・県民税均等割額が500円ずつ引き上げられました。（平成26年度～令和5年度）

※₂ 県民税均等割額1,900円のうち400円は「森林（もり）づくり県民税」として、静岡県の荒廃森林再生のために負担していただくものです。（平成18年度～令和7年度）

市民税・県民税の計算方法



[A] 所得控除額

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれが多い方の金額			
医療費控除	実質負担額－(総所得金額等×5%と10万円のいずれか少ない金額)(限度額200万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合特定一般用医薬品等購入費(スイッチOTC医薬品費の実質負担額)－1万2千円(限度額8万8千円)			
社会保険料控除	健康保険や厚生年金の掛金等の支払額の全額			
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度及び心身障害者扶養共済制度に基づく掛金等の全額			
生命保険料控除	表1参照			
地震保険料控除	表2参照			
障害者控除	普通	26万円		
	特別	30万円(同居特別障害 53万円)		
寡婦控除	26万円			
ひとり親控除	30万円			
勤労学生控除	26万円			
納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	
	配偶者控除	一般 33万円 老人 38万円	22万円 26万円	11万円 13万円
配偶者特別控除	所得金額	控除額		
	48万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	
扶養控除	16才以上の扶養親族1人につき 33万円 ただし、 ①19才以上23才未満の扶養親族の場合 45万円 ②70才以上の扶養親族の場合 38万円 ③②に該当する同居老親扶養の場合 45万円			
基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下	43万円	
		2,400万円超2,450万円以下	29万円	
		2,450万円超2,500万円以下	15万円	

(表1) 生命保険料控除

新契約(平成24年1月1日以降に契約したもの)に基づく一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の場合

支払保険料額	控除額
12,000円以下	全額
12,000円超32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円
56,000円超	28,000円(限度額)

旧契約(平成23年12月31日以前に契約したもの)に基づく一般生命保険料、個人年金保険料の場合

支払保険料額	控除額
15,000円以下	全額
15,000円超40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円
40,000円超70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円
70,000円超	35,000円(限度額)

一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)

(表2) 地震保険料控除

保険料の区分	支払保険料額	控除額
地震保険料契約に係るもの	50,000円以下	1/2
	50,000円超	25,000円
旧長期損害保険料契約に係るもの	5,000円以下	全額
	5,000円超15,000円以下	1/2+2,500円
	15,000円超	10,000円

地震保険料と旧長期損害保険料の両方ある場合は、限度額25,000円

[B] 税率

区分	市民税	県民税
所得割税率	8%	2%

[C] 調整控除額

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか小さい額の5%(市民税4%、県民税1%)に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(市民税4%、県民税1%)に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下 900万円超950万円以下 950万円超1,000万円以下
障害者控除	普通 1万円	配偶者控除	一般 5万円 4万円 2万円
	特別 10万円		老人 10万円 6万円 3万円
	同居特別 22万円		合計課税所得金額
寡婦控除	1万円	配偶者特別控除	5万円 4万円 2万円
ひとり親控除	父 1万円	扶養控除	一般 5万円 老人 10万円
	母 5万円		特定 18万円 同居老親等 13万円
勤労学生控除	1万円		

[D] 配当控除額

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	2.24%	0.56%	1.12%	0.28%		
外貨建等証券投資信託以外	1.12%	0.28%	0.56%	0.14%		
外貨建等証券投資信託	0.56%	0.14%	0.28%	0.07%		

[G] 配当割控除額又は株式等譲渡所得割控除額

区分	市民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

[E] 住宅借入金等特別税額控除額

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、以下の①から③を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から令和3年まであって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特別特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

市町村市民税	4/5	道府県民税	1/5
--------	-----	-------	-----

[F] 寄附金税額控除額

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は2%、市民税は8%に相当する金額

- 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 静岡県共同募金会又は日本赤十字社静岡県支部に対する寄附金
- 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として静岡県又は静岡県条例で定めるもの
- 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として静岡県又は静岡県条例で定めるもの

ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合には、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の1、市民税は5分の4に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)※申告特例制度の適用を受けた場合は、上記加算する金額に地方税法に定める割合を乗じて得た額の県民税は5分の1、市民税は5分の4に相当する金額をさらに加算した金額

課税総所得金額からの控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
その他	地方税法に定める割合

◎退職所得の分離課税に係る市民税・県民税の特別徴収

退職所得に係る市民税・県民税については、所得税と同様に他の所得と区分して、退職手当等の支払いの際に特別徴収することになっています。

1 納税義務者

退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在静岡市に住所を有する人です。

2 所得割の計算

①退職所得の算出方法

$$\text{※}_1 \text{ 退職所得} = \left(\text{退職手当等の支払金額} - \text{退職所得控除額} \right) \times 1/2 \text{※}_2 \text{※}_3$$

※₁ 退職所得は、千円未満の端数を切り捨てます。

※₂ 勤続年数が5年以下の役員等（法人税法第2条第15号に規定する役員、国会議員・地方公共団体の議会の議員、国家公務員・地方公務員）の退職手当等については、控除後の金額を2分の1にする措置はありません。

※₃ 勤続年数が5年以下の法人役員以外については、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分について、2分の1を乗じる措置を適用せずに計算します。

②退職所得控除額の計算

次の表により計算してください。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数（最低80万円）
20年を超える場合	800万円+70万円×（勤続年数-20年）

なお、障害者になったことにより退職したと認められるときは、上記の控除額に100万円が加算されます。

また、死亡により支払われる退職手当等については、相続税の課税対象となりますので、市民税・県民税は課税されません。

③所得割の算出方法

$$\text{退職手当等に係る特別徴収税額} = \text{退職所得} \times \begin{matrix} \text{市民税6\%} & \text{(百円未満切捨て)} \\ \text{県民税4\%} & \text{(百円未満切捨て)} \end{matrix}$$

3 計算例

平成4年4月1日就職、令和5年1月31日退職
退職手当等支払額 23,528,500円

○勤続年数31年（30年10ヶ月 1年未満の端数は切上げ）

└退職手当等支払額┘ └────────── 退職所得控除 ───────────┘

- ・退職所得 = $[23,528,500 - \{8,000,000 + 700,000 \times (31 - 20)\}] \times 1/2 = 3,914,250$ 円（千円未満切捨て）
- ・市民税額 = $3,914,000 \times 6\% = 234,840 \rightarrow 234,800$ 円（百円未満切捨て）
- ・県民税額 = $3,914,000 \times 4\% = 156,560 \rightarrow 156,500$ 円（百円未満切捨て）
- ・特別徴収税額 = $234,800 + 156,500 = \underline{391,300}$ 円

4 納入手続

退職手当等を支払われた際には、所得税と同様に市民税・県民税を徴収して、徴収した月の翌月の10日までに、給与所得に係る特別徴収税額とあわせて同一納入書で納めてください。

なお、納入書の記入に当たっては、必ず「納入金額」欄の「退職所得分」の欄に税額を記入するほか、裏面の「納入申告書」に所要事項を記入してください。

また、退職者が3名以上いる場合は、納入申告書に準じた書式で静岡市役所市民税課まで別に郵送してください。

◎退職・転勤など従業員等に異動があった場合等の手続き

従業員等が退職・休職、死亡等により給与の支払いを受けなくなった場合には、給与の支払いを受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書（以下、「異動届出書」といいます。）」に必要事項をご記入のうえ、静岡市役所市民税課まで提出してください。なお、提出の対象となる方は徴収する税額の有無に関わらず、「特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に記載されている方全員となります。

※異動届出書の提出が遅れたり、提出されない場合は、異動した従業員等の未徴収税額が給与支払者の未納の税額として取り扱われ、督促状等をお送りすることがあります。

1 退職等の異動により普通徴収へ切り替える場合【記載例1】 →6ページ

2 退職者の未徴収税額の一括徴収【記載例2】 →7ページ

① 6月1日から12月31日までの退職者については、従業員等の了承を得て残税額を一括徴収して納入していただくようお願いします。

② 1月1日から4月30日までの退職者については従業員等の希望に関係なく一括徴収して納入することが義務付けられています。

※死亡退職の場合は一括徴収できません。（相続人が納税義務を継承します。）

3 転勤等による特別徴収の継続【記載例3】 →8ページ

転勤・転職等により勤務先が変更になった場合、新しい勤務先で特別徴収を継続することができます。新しい勤務先の担当者に特別徴収開始月と徴収税額の連絡をしたうえで、「異動届出書」A欄の事項を記入し、静岡市役所市民税課まで提出してください。

4 就職等により特別徴収に切り替える場合【記載例4】 →9ページ

普通徴収の従業員等を就職等により特別徴収に切り替える場合は、「普通徴収から特別徴収への切替届出書（以下、「切替届出書」といいます。）」に必要事項を記入して提出してください。ただし、普通徴収の納期が過ぎたもの、又は納付済みのものは、特別徴収への切り替えができません。

普通徴収において口座振替をご利用の場合は、このお届けにより停止いたします。

5 給与支払者の所在地・名称等が変わった場合【記載例5】 →10ページ

「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」に変更前と変更後の事項を記入して、速やかに提出してください。

6 納期の特例を申請する場合【記載例6】 →11ページ

「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例申請書」に必要事項を記入して、納期の特例を受けようとする月の15日までに提出してください。

7 記入に当たっての注意事項

「特別徴収義務者指定番号」・「一連番号」・「整理番号」は必ず記入してください。すべて「特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に記載されています。

8 変更通知書の送付

「異動届出書」又は「切替届出書」等の提出により特別徴収税額に変更が生じた場合は、「特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」を改めて送付しますので、その後は変更後の特別徴収税額で徴収し納入してください。なお変更の通知書の発送時期は、毎月15日頃となり、各届出書が静岡市役所市民税課に到着した時期によって概ね以下のとおりとなります。

- ① 異動事由が発生した月の月末まで到着分 → 翌月15日頃発送
- ② 異動事由が発生した月の翌月到着分 → 翌々月15日頃発送

9 届出用紙が不足する場合

各種届出用紙はコピーしてお使いいただけます。また、静岡市のホームページよりダウンロードすることができます。

ホームページアドレス <https://www.city.shizuoka.lg.jp/>

トップページ>申請書ダウンロード>申請書ダウンロード入口>分類別検索>大分類「税金」>中分類「個人市民税」

10 e L T A X（エルタックス）のご利用について

地方公共団体が共同で運営する地方税電子申告システム「e L T A X（エルタックス）」を利用して、「異動届出書」「給与支払報告書」などが提出できます。e L T A Xの利用開始や具体的な利用方法に関する詳細については、e L T A Xホームページをご覧ください。なお、e L T A Xご利用に際して、ご不明な点等ございましたら、e L T A Xホームページの「よくある質問」をご覧ください。※以下、リンク先URL

e L T A Xホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

e L T A Xホームページの「よくあるご質問」：<https://eltax.custhelp.com/>

【記載例1】退職後、普通徴収にする場合

「指定番号」・「一連番号」・「整理番号」は、「特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」の左端と右端に記載されている番号です。

指定番号	60123456	一連番号	00000010	市町村コード	0000	交付番号		特別徴収額		納税月	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	2月分	3月分	4月分	5月分
住所											整理番号	1234567810										

静岡太郎が、令和5年9月28日付けで退職した。
9月分までは徴収済みで、10月分以降の市民税・県民税は普通徴収で納付する。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出して下さい。◎用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。

年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度			
(宛先)	静岡市長 市区町村コード 静岡市：221007 令和5年9月29日提出	所在地	〒422-8550 静岡市駿河区南八幡町10番40号		
フリガナ	静岡県	フリガナ	スルガ カブシキガイシャ		
特別徴収義務者	静岡市長	氏名又は名称	駿河株式会社		
整理番号	60123456	個人番号又は法人番号	1234567890123		
一連番号	1234567810	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載			
所属	経理係				
氏名	甲野春子				
電話	123-4567 内線(1234)				
フリガナ	シズオカ タロウ	氏名	静岡太郎		
生年月日	昭和50年1月1日	特別徴収税額(年税額)	34,100円		
個人番号	123456789012	徴収済額	6月から9月まで	10月から5月まで	異動年月日
受給者番号		未徴収税額(ア)-(イ)	11,700円	22,400円	令和5年9月28日
1月1日現在の住所	静岡市葵区追手町5番1号		異動の事由		
異動後の住所	同上		退職・長期間の不在・職断欠・退職後		
異動後の徴収方法	3. 1. 特別徴収継続(A欄へ) 2. 一括徴収(5月分まで徴収、B欄へ) 3. 普通徴収(残額を個人納付、C欄へ)				

A欄 1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者指定番号	6	法人番号(法人の場合)	新規
所在地	〒		
フリガナ			
氏名又は名称			
担当者連絡先	所属	氏名	電話
			内線()

新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

納入書の要否(新規の場合のみ記載) 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

指定番号事前連絡(新規の場合のみ記載) 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

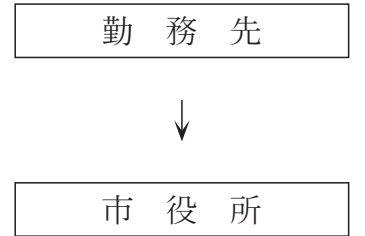
B欄 2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため (注1) 退職後国外へ転出する場合は、可能な限り一括徴収をお願いします。 (注2) 1月1日から4月30日の退職の場合は、本人の申し出がなくても一括徴収することが義務付けられています。	徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。
		月 日	円	

C欄 3. 普通徴収の場合 ※事業所及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

理由	1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄
----	--	---------

◎異動届出書提出方法



第十八号様式(用紙日本産業規格A)(第十条関係)

【記載例2】退職時に一括徴収した場合

「指定番号」・「一連番号」・「整理番号」は、「特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」の左端と右端に記載されている番号です。

指定番号	60123456	一連番号	00000010	市町村	静岡市	特別徴収額		納税月	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(備考)
整理番号	1234567810																					

静岡太郎が、令和5年12月28日付で退職した。
12月分までは徴収済みで、1月分以降の市民税・県民税は一括徴収し納入する。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出して下さい。◎用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。

年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
(宛先)	静岡市長 市区町村コード 静岡市：221007 令和5年12月28日提出	所在地	〒422-8550 静岡市駿河区南八幡町10番40号	
フリガナ	シズオカ タロウ	フリガナ	スルガ カブシキガイシャ	
氏名	静岡太郎	氏名又は名称	駿河株式会社	
生年月日	昭和・平成 50年1月1日	個人番号	1234567890123	
受給者番号		個人番号又は法人番号	1234567890123	
1月1日現在の住所	静岡市葵区追手町5番1号	特別徴収税額(年税額)	34,100 円	徴収済額
異動後の住所	同上	未徴収税額(ア-イ)	14,000 円	異動年月日
異動理由	退職	異動事由	退職・長期間欠勤他	
所属	経理係	氏名	甲野春子	
担当者	甲野春子	電話	123-4567 内線(1234)	

A欄 1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者指定番号	6	法人番号(法人の場合)		新しい勤務先へは、月割額 円を
所在地		担当者連絡先		月分(翌月10日納入期限分)から
フリガナ		所属		徴収し、納入するよう連絡済みです。
氏名又は名称		氏名		受給者番号
		電話		納入書の要否(新規の場合のみ記載)
		内線()		<input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要
				指定番号事前連絡(新規の場合のみ記載)
				<input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

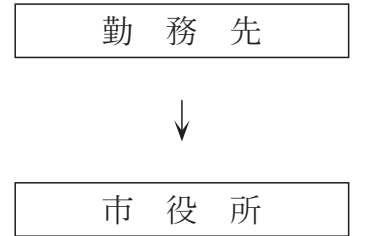
B欄 2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため (注1)退職後国外へ転出する場合は、可能な限り一括徴収をお願いします。 (注2)1月1日から4月30日の退職の場合は、本人の申し出がなくても一括徴収することが義務付けられています。	徴収予定月日	1月16日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	14,000 円	左記の一括徴収した税額は、	1 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。
----	---	--------	-------	-----------------	----------	---------------	-------------------------

C欄 3. 普通徴収の場合 ※事業所及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄	
----	--	---------	--

◎異動届出書提出方法



第十八号様式(用紙日本産業規格A)(第十条関係)

【記載例3】 転勤等により特別徴収を継続する場合

「指定番号」・「一連番号」・「整理番号」は、「特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」の左端と右端に記載されている番号です。

指定番号	60123456	一連番号	0000	市町村コード	0010	送給番号		特別徴収額		納付月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	整理番号	12345678
------	----------	------	------	--------	------	------	--	-------	--	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	----------

静岡太郎が、令和5年12月28日付けで転勤した。12月分までは「駿河株式会社」で徴収済みで、1月分以降の市民税・県民税は「株式会社静岡」で徴収し納入する。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		年度	
◎異動があった場合は、すみやかに提出して下さい。◎用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
(宛先) 静岡市長 市区町村コード 静岡市：221007 令和5年12月28日提出		〒422-8550 静岡市駿河区南八幡町10番40号	
特別徴収義務者 静岡市長		特別徴収義務者 指定番号 60123456 一連番号 整理番号 1234567810	
所在地 フリガナ スルガ カブシキガイシャ 氏名又は名称 駿河株式会社		所属 経理係 氏名 甲野春子 電話 123-4567 内線(1234)	
個人番号又は法人番号 1234567890123		担当者先 電話	
フリガナ シズオカ タロウ 氏名 静岡太郎 生年月日 昭和・平成 50年1月1日 個人番号 123456789012 受給者番号 1月1日現在の住所 静岡市葵区追手町5番1号 異動後の住所 同上		特別徴収税額(年税額) 34,100円 徴収済額(イ) 20,100円 未徴収税額(ウ) 14,000円 異動年月日 令和5年12月28日 異動の事由 退職・長期間の欠勤 異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続(A欄へ) 2. 一括徴収(5月分まで徴収、B欄へ) 3. 普通徴収(残額を個人納付、C欄へ)	
A欄 1. 特別徴収継続の場合 特別徴収義務者指定番号 60987654 (新規) 法人番号(法人の場合) 2345678901234 所在地 〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 フリガナ カブシキガイシャ シズオカ 氏名又は名称 株式会社静岡 担当 所属 経理係 氏名 乙山静男 電話 222-2222 内線(1234)		新しい勤務先へは、月割額 2,800円を 1月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
B欄 理由 1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和5年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため (注1)退職後国外へ転出する場合は、可能な限り一括徴収をお願いします。 (注2)1月1日から4月30日の退職の場合は、本人の申し出がなくても一括徴収することが義務付けられています。		徴収予定月日 月 日 徴収予定額(上記(ウ)と同額) 円 左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	
C欄 理由 1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和5年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため		※市町村記入欄	

第十八号様式(用紙日本産業規格A)(第十条関係)

最後の徴収済月より月をあけての特別徴収継続はできません。

従業員の社員番号など税額通知書に記載してほしい任意の番号があれば記入して下さい。特に無ければ空欄のままご提出ください。

【記載例4】普通徴収から特別徴収に切り替える場合

静岡太郎が、令和5年10月1日付けで入社した。普通徴収の2期分については自宅に届いた納税通知書により納付済みで、3期分以降の市民税・県民税を特別徴収に切り替え、11月分の給与から特別徴収を開始する。

普通徴収から特別徴収への切替届出書 (兼特別徴収義務者切替依頼書)				※ 市処理欄		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度				
(宛先) 静岡市長 市区町村コード 静岡市：221007 令和5年10月3日 提出	給与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	静岡市駿河区南八幡町10番40号			特別徴収義務者 指 定 番 号	6 0 1 2 3 4 5 6 <input checked="" type="checkbox"/> 新規			
		フリガナ	スルガ カブシキガイシャ				この届出に 係る 連絡先	係 経理係		
		名 称	駿河 株式会社					氏名 甲野春子		
		代表者の 職 氏 名	代表取締役 駿河 清					電話 (054)123-4567		
個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3			指定番号 事前通知	要・不要	納入書 事前送付	要・不要			
◎ (ア)及び(イ)の金額は、本人宛に送付された「市民税・県民税納税及び税額決定通知書」を確認のうえ、記入してください。				給 与 所 得 者	(ア) 普通徴収税額 (年税額)	(イ) 普通徴収税額 (※未納の場合は納期到来分)	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	特別徴収開始予定月	
フリガナ	シズオカ タロウ	旧 姓		円	円	円	令和	11 月分		
氏名	静岡 太郎			34,100	18,100	16,000	5 年	11 月分		
生年月日	昭和・平成 50 年 1 月 1 日						10 月	11 月分		
1月1日 現在の 住 所	静岡市葵区追手町5番1号						1 日	11 月分		
現在の 住 所	同上							11 月分		
異動理由	① 入社したため ② 本人から特別徴収にする希望があったため ③ その他 ()			普通徴収分 納税通知書 番号	(不明の場合は省略可) 01 - 2 - 30 - 01234567 - 8	普通徴収 での口座 振替	(不明の場合は省略可) 有 ・ 無			
注意事項	1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは特別徴収への切替ができないので、必ず本人が納めるようお伝えください。 (普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収の切替は、余裕をもって行ってください。) 2. 重複納付を防ぐ為、未納期分については、本人宛に送付された普通徴収の納税通知書を必ず添付してください。 (また、納税者が既に普通徴収で1期分でも納付している場合は、納税通知書の表面及び領収書部分の写しを添付してください。) 3. 提出は、特別徴収開始予定月の前月末までに提出してください。 4. 用紙が足りない場合は、コピーをしてお使いください。									
(参考) 静岡市の普通徴収納期限				◎送付先 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所市民税課 (電話 054-221-1043)						
第1期 6月30日				※ 市記入欄						
第2期 8月31日				口座振替停止連絡 済 不要 処理印						
第3期 10月31日				普徴納付書回収依頼 済 不要						
第4期 1月31日				特徴開始月連絡 済 不要						
※土曜日、日曜日、祝日の場合は翌開庁日										
第5期については特別徴収への切替ができません。										

指定番号を必ず記入ください。
※静岡市の指定番号がない場合は、「新規」に○をして指定番号欄は空欄にしてください。

新規の場合は、要又は不要に○をしてください。

特別徴収の開始が可能な月を記入してください。
※税額通知書は切替届出書を市民税課で受領した月の翌月の中旬に送付します。
開始予定月には、税額通知書をご確認の後、引き取りが可能な月をご記入ください。

納期が過ぎた分については切り替えできません。

※令和6年2月以降の提出分は、令和6年度(令和6年6月分)から特別徴収となります。

※用紙が足りない場合はコピーされるか、静岡市のホームページより用紙をダウンロードしてください。(くわしくは5ページ「9届出用紙が不足する場合」をご覧ください)

※地方税電子申告システム(eLTAX(エルタックス))でも手続き可能です。

【記載例5】 給与支払者（特別徴収義務者）の所在地・名称等が変わった場合

「株式会社シズオカ」が令和5年6月1日付で「株式会社静岡」に名称変更し、所在地も移転した。

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書				※市処理欄		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度				
(宛先) 静岡市長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒 420-0064 静岡市葵区本通三丁目2番地	特別徴収義務者 指定番号 60214356		↓					
令和5年5月19日提出		フリガナ カブシキガイシャ シズオカ	係 この届出に 係る連絡先	係 氏名 清水				60214356		
		名称 株式会社 シズオカ						電話 (054)222-2222	経理係	
		代表者の 職氏名 代表取締役 清水静男							清水	
		法人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2								
◎変更があった場合はすみやかに提出してください。 ◎変更する事項のみ記入してください。ただし、代表者のみの変更の場合は提出不要です。 ◎誤読を避けるため、フリガナは必ずつけてください。				変更年月日	令和5年6月1日					
事項	変更前(旧)		変更後(新)							
フリガナ	シズオカシ アオイホントオリ		シズオカシシズクカンバラ							
所在地	〒 420-0064 静岡市葵区本通三丁目2番地		〒 421-3203 静岡市清水区蒲原101							
フリガナ										
方書										
フリガナ			シズオカ							
名称	株式会社 シズオカ		株式会社 静岡							
電話番号	(054)222-2222									
関係書類送付先 (上記所在地と異なる場合に記入してください。)	〒		〒							
変更理由	1. 名称変更 <input checked="" type="checkbox"/> 社名変更 <input type="checkbox"/> 合併による変更(旧社名の法人は登記上存続し社名変更 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上解散し合併された) <input type="checkbox"/> 分割による変更 <input type="checkbox"/> 代替わりによる変更 <input type="checkbox"/> その他() 2. 所在地変更 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所等が移転(登記簿変更有) <input type="checkbox"/> 送付先変更(登記簿変更無) <input type="checkbox"/> その他() 3. 事業形態の変更 <input type="checkbox"/> 個人事業から法人へ変更 <input type="checkbox"/> 法人から個人事業へ変更 <input type="checkbox"/> その他() 4. その他 <input type="checkbox"/> 徴収の一本化 <input type="checkbox"/> 事務所等の廃止 <input type="checkbox"/> 事業の休止 <input type="checkbox"/> 事業の廃止 <input type="checkbox"/> その他()									
合併・吸収及び分割の場合に記入してください。(注1)	合併・吸収・分割先の名称			特別徴収義務者 指定番号	有()・無					
	法人番号			合併・吸収・分割後の指定番号		合併・吸収・分割後の納入開始時期 年 月 分 翌月10日納入期限分から納入予定				
	1. 旧特別徴収義務者の指定番号()を継続使用する。(注2) 2. 合併・吸収・分割先の指定番号()を使用する。 3. 新規に指定番号を取得する。									
(注1) 合併の場合は、「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」も、必ず提出してください。 (注2) 法人番号が変わらない場合に限りです。										

指定番号を必ず記入ください。
※記入もれのある場合、正しく処理されない事があります。

変更前の所在地・名称をご記入ください。
変更になる部分のみで結構です。

変更後の所在地・名称をご記入ください。
変更になる部分のみで結構です。
名称には、忘れずフリガナの記入をお願いします。

変更内容に該当するもの全てに✓を記入してください。
「休止」・「廃止」の場合、従業員等の特別徴収について異動がある場合は、別途「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

合併により指定番号を統合する場合は、その番号を記入ください。
なお、統合により指定番号が変更になる従業員等につきましては、別途「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」が必要となります。

記入方法についてご不明な点がございましたら、静岡市役所市民税課特別徴収係宛てにお問い合わせください。
※地方税電子申告システム(eLTAX(エルタックス))でも手続き可能です。

【記載例6】6月分から納期の特例の適用を希望し、5月に申請する場合

様式第97号（第14条関係）

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例申請書

令和5年5月25日

（宛先）静岡市長

申請者
（特別徴収義務者）

住所 静岡市駿河区南八幡町10番40号
氏名 駿河 株式会社
代表取締役 駿河清
個人番号又は法人番号 1234567890123
指定番号 60123456
電話 (054) 123-4567

静岡市税条例第37条の規定により市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

納期の特例を受けようとする特別徴収税額	令和5年6月以降分					
	支払月別	常時雇用者の人員等		臨時雇用者の人員等		
		人員	給与の支払総額	人員	給与の支払総額	
最近6月間における月別の給与の支払を受ける者の人員及び当該給与の金額の明細 〔静岡市以外から勤務している者を含みます。〕	4年12月分	3人	350,000円	人	円	
	5年1月分	3人	600,000円	1人	100,000円	
	5年2月分	3人	350,000円	人	円	
	5年3月分	3人	350,000円	人	円	
	5年4月分	3人	350,000円	人	円	
	5年5月分	3人	350,000円	人	円	
現在市税の滞納がある場合の滞納税額等の内訳	税目	年度	期(月)別	滞納税額		
		年度	分	円		
		年度	分	円		
		年度	分	円		
滞納の理由						
この申請書提出の日以前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無	有（ 年 月 日承認取消） ・ 無					

納期の特例を開始する年月を記入してください。

雇用形態に関わらず常時雇用する従業員の総人員と給与支払総額（控除前）を記入してください。臨時に雇い入れた場合、臨時雇用者の人員等欄も記入してください。

該当がある場合、記入してください。

提出日を記入してください。

個人番号又は法人番号欄には、法人番号を記入してください。（※個人番号は記入不要）

＜納期の特例について＞
納期の特例の適用を受けることができるのは、給与の支払を受ける者が常時10人未満の特別徴収義務者です。
申請書は納期の特例を受けようとする月の15日までに提出してください。
※くわしくは2ページ
◎納期の特例をご覧ください

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出して下さい。◎用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。

第十八号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)

		年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度			
(宛先) 静岡市長 市区町村コード 静岡市：221007 令和 年 月 日提出	所在地 〒 フリガナ 氏名又は名称 個人番号 又は法人番号	特別徴収義務者 指定番号	6	一連番号					
		整理番号							
		担連 当絡 者先	所属 氏名 電話	内線 ()					
		←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載							
給与所得者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動日 令和 年 月 日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名								
	生年月日	昭和・平成 年 月 日							
	個人番号								
	受給者番号								
	1月1日 現在の住所								
異動後の 住所									
		円	円	円	<input type="checkbox"/> 月から <input type="checkbox"/> 月まで <input type="checkbox"/> 月から <input type="checkbox"/> 月まで		1. 特別徴収継続 (A欄へ) 2. 一括徴収 (5月分まで徴収、B欄へ) 3. 普通徴収 (残額を個人納付、C欄へ)		

A欄

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を <input type="checkbox"/> 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	6	新規 法人番号 (法人の場合) 〒 担当者連絡先 所属 氏名 電話 内線 ()
	所在地		
	フリガナ		
氏名又は名称		受給者番号	
		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要
		指定番号事前連絡 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

B欄

2. 一括徴収の場合		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	
	(注1) 退職後国外へ転出する場合は、可能な限り一括徴収をお願いします。 (注2) 1月1日から4月30日の退職の場合は、本人の申し出がなくても一括徴収することが義務付けられています。			

C欄

3. 普通徴収の場合		※事業所及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。	※市町村記入欄
理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため		

(キリトリせん)

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出して下さい。◎用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。

第十八号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)

		年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度				
(宛先) 静岡市長 市区町村コード 静岡市：221007 令和 年 月 日提出	所在地 〒 フリガナ 氏名又は名称 個人番号 又は法人番号	特別徴収義務者 指定番号	6	一連番号						
		整理番号								
		担連 当絡 者先	所属 氏名 電話	内線 ()						
給与 所得 者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
	氏 名									
	生年月日	昭和・平成	年	月	日					<input type="checkbox"/> 1. 特別徴収継続 (A欄へ) <input type="checkbox"/> 2. 一括徴収 (5月分まで徴収、B欄へ) <input type="checkbox"/> 3. 普通徴収 (残額を個人納付、C欄へ)
	個人番号									
	受給者番号									
	1月1日 現在の住所									
異動後の 住 所										
		円	円	円	令和 年 月 日	1 退職 2 転職 3 休職 4 死 5 支少 6 合併 7 その他 右から番号を記入 [事由・理由]				

(キリトリセン)

A欄

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を <input type="checkbox"/> 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
新しい 勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	6	<input type="checkbox"/> 新規 法人番号 (法人の場合) 〒 担当者連絡先 所属 氏名 電話 内線 ()
	所在地		
	フリガナ		
氏名又は名称		受給者番号	
		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要
		指定番号事前連絡 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

B欄

2. 一括徴収の場合		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	月 日	円	
	<input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため			
	(注1) 退職後国外へ転出する場合は、可能な限り一括徴収をお願いします。 (注2) 1月1日から4月30日の退職の場合は、本人の申し出がなくても一括徴収することが義務付けられています。			

C欄

3. 普通徴収の場合		※事業所及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。		※市町村記入欄
理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため			
	<input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため			
<input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため				

普通徴収から特別徴収への切替届出書
(兼特別徴収義務者切替依頼書)

(宛先) 静岡市長 市区町村コード 静岡市：221007 令和 年 月 日 提出		所在地											特別徴収義務者 指 定 番 号	6											新規
		フリガナ											この届出に 係る 連絡先	係											
		名 称												氏名											
		代表者の 職 氏 名												電話											
		個人番号又は法人番号																							

◎ (ア)及び(イ)の金額は、本人宛に送付された「市民税・県民税納税及び税額決定通知書」を確認のうえ、記入してください。

給 与 所 得 者		(ア) 普通徴収税額 (年税額)	(イ) 普通徴収済額 ※未納の場合は納期到来分	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	特別徴収開始予定月
フリガナ	旧 姓	円	期まで 納付済	円	令和	月分から
氏名					年	(翌月10日納入期限分) 特別徴収を開始します。 ※特別徴収税額の通知は 提出日の翌月15日ごろ発送します。
生年月日	昭和・平成 年 月 日				月	
1月1日 現在の 住 所					日	
現在の 住 所						
異動理由	1. 入社したため 2. 本人から特別徴収にする希望があったため 3. その他 ()	普通徴収分 納税通知書 番号	(不明の場合は省略可)	普通徴収 での口座 振替	(不明の場合は省略可)	有 ・ 無
注意事項	1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは特別徴収への切替ができないので、必ず本人が納めるようお伝えください。 (普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収の切替は、余裕をもって行ってください。) 2. 重複納付を防ぐ為、未納期分については、本人宛に送付された普通徴収の納税通知書を必ず添付してください。 (また、納税者が既に普通徴収で1期分でも納付している場合は、納税通知書の表面及び領収書部分の写しを添付してください。) 3. 提出は、特別徴収開始予定月の前月末までに提出してください。 4. 用紙が足りない場合は、コピーをしてお使いください。					

(参考) 静岡市の普通徴収納期限

- 第1期 6月30日
- 第2期 8月31日
- 第3期 10月31日
- 第4期 1月31日

※土曜日、日曜日、祝日の場合は翌開庁日

第5期については特別徴収への切替ができません。

◎送付先 〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所市民税課
(電話 054-221-1043)

※ 市記入欄

口座振替停止連絡	済 不要	処理印
普徴納付書回収依頼	済 不要	
特徴開始月連絡	済 不要	

普通徴収から特別徴収への切替届出書
(兼特別徴収義務者切替依頼書)

※ 市処理欄	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
	特別徴収義務者 指 定 番 号	6	新規

(宛先) 静岡市長 市区町村コード 静岡市：221007 令和 年 月 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	
		フリガナ	
		名 称	
		代表者の 職 氏 名	
		個人番号又は法人番号	

この届出に 係る 連絡先	係	
	氏名	
	電話	

◎ (ア)及び(イ)の金額は、本人宛に送付された「市民税・県民税納税及び税額決定通知書」を確認のうえ、記入してください。

指定番号 事前通知	要・不要	納入書 事前送付	要・不要
--------------	------	-------------	------

給 与 所 得 者		(ア) 普通徴収税額 (年税額)	(イ) 普通徴収済額 ※未納の場合は納期到来分	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	特別徴収開始予定月
フリガナ	旧 姓	円	期まで 納付済	円	令和 年 月 日	月分から (翌月10日納入期限分) 特別徴収を開始します。 ※特別徴収税額の通知は 提出日の翌月15日ごろ発送します。
氏名						
生年月日	昭和・平成 年 月 日					
1月1日 現在の 住 所						
現在の 住 所						

異動理由	1. 入社したため 2. 本人から特別徴収にする希望があったため 3. その他 ()	普通徴収分 納税通知書 番号	(不明の場合は省略可) - - -	普通徴収 での口座 振替	(不明の場合は省略可) 有 ・ 無
------	---	----------------------	----------------------	--------------------	----------------------

注意事項

- 普通徴収の納期限を過ぎたものは特別徴収への切替ができないので、必ず本人が納めるようお伝えください。
(普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収の切替は、余裕をもって行ってください。)
- 重複納付を防ぐ為、未納期分については、本人宛に送付された普通徴収の納税通知書を必ず添付してください。
(また、納税者が既に普通徴収で1期分でも納付している場合は、納税通知書の表面及び領収書部分の写しを添付してください。)
- 提出は、特別徴収開始予定月の前月末までに提出してください。
- 用紙が足りない場合は、コピーをしてお使いください。

(参考) 静岡市の普通徴収納期限

第1期 6月30日
第2期 8月31日
第3期 10月31日
第4期 1月31日

※土曜日、日曜日、祝日の場合は翌開庁日
第5期については特別徴収への切替ができません。

◎送付先 〒420-8602
静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所市民税課
(電話 054-221-1043)

※ 市記入欄

口座振替停止連絡	済 不要	処理印
普徴納付書回収依頼	済 不要	
特徴開始月連絡	済 不要	

(キリトリセン)

様式第97号 (第14条関係)

市民税・県民税特別徴収税額の特例申請書

令和 年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所

氏名

申請者
(特別徴収義務者)
個人番号又は
法人番号
指定番号

電話

静岡市税条例第37条の規定により市民税・県民税特別徴収税額の特例の特例について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

納期の特例を受けようとする特別徴収税額	年 月 以降分			
	支払月別	常時雇用者の人員等 人員 給与の支払総額	臨時雇用者の人員等 人員 給与の支払総額	
最近6月間のおおける月別の給与の支払を受ける者の人員及び当該給与の金額の明細 〔静岡市以外から勤務している者を含みます。〕	年 月分	人 円	人 円	
	年 月分	人 円	人 円	
	年 月分	人 円	人 円	
	年 月分	人 円	人 円	
	年 月分	人 円	人 円	
	年 月分	人 円	人 円	
現在市税の滞り場納税額の内訳	税 目	年 度	期(月)別	滞 納 税 額
		年度	分	円
		年度	分	円
		年度	分	円
		年度	分	円
滞 納 の 理 由				
この申請書提出の日以前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無		有 (年 月 日承認取消) ・ 無		

令和 5 年度 **市民税
県民税** 特別徴収税額差引簿

市 名		特別徴収人員	年 税 額	月 割 額		特別徴収義務者指定番号		
				6月分	7月分			
静 岡 市		人	円	円	円			
	月割額 (ア) 円	退職所得に 係る徴収額 (イ) 円	異動又は税額変更による増減		差引納入額 (ア)+(イ)+(ウ)-(エ) 円	特別徴収 人 員	異動理由及び氏名	納入期限
			増額 (ウ) 円	減額 (エ) 円				
6月	①					人		令和5年7月10日
7月	②							令和5年8月10日
8月	③							令和5年9月11日
9月	④							令和5年10月10日
10月	⑤							令和5年11月10日
11月	⑥							令和5年12月11日
12月	⑦							令和6年1月10日
1月	⑧							令和6年2月13日
2月	⑨							令和6年3月11日
3月	⑩							令和6年4月10日
4月	⑪							令和6年5月10日
5月	⑫							令和6年6月10日
合計								

特別徴収義務者の控えとしてご活用ください。 静岡市より変更通知が送達された場合は月割額（税額の現計）を照合してください。
 6、7月分月割額の増減は本表上段の月割額に対する増減を、8月分以降は前月に対する増減を記入してください。
 退職・転勤等の異動があったときは、「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

よくあるお問い合わせ

Q 1 特別徴収はしなくてはいけないのですか？

A 1 所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は、従業員等（納税義務者）の市民税・県民税を特別徴収することが法令（地方税法第321条の4）により義務付けられています。

静岡県と県内市町では、納税者の税負担の公平性の確保と法令遵守の観点から市民税・県民税の特別徴収の適正実施に取り組んでいます。

Q 2 パート・アルバイトであっても特別徴収しなければなりませんか？

A 2 パート、アルバイトの方でも4月1日現在で給与の支払いを受けている方は特別徴収の対象となります。ただし、次の①、②の場合は特別徴収の対象となりません。

- ①給与が毎月支給されない場合
- ②毎月の給与支給額が少なく市民税・県民税を特別徴収しきれない場合

Q 3 特別徴収するメリットはあるのですか？

A 3 給与支払者は、市民税・県民税の税額計算を行う必要はありません。所得税のように給与支払者が税額を計算したり、年末調整をする手間はかかりません。

従業員等（納税義務者）は、個人で納める手間が省け、納付を忘れて延滞金がかかるということがありません。また、特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収に比べて1回あたりの納税額が少なくてすみます。

Q 4 従業員等から普通徴収で納めたいとの申し出があるのですが。

A 4 所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は、法令により、特別徴収が義務付けられています。したがって、従業員等（納税義務者）の希望により、普通徴収を選択することはできません。

Q 5 すでに退職している従業員等が決定通知書に記載されていますが。

A 5 退職や転勤などされている方が含まれている場合は、通知書（納税義務者用）を同封のうえ、「異動届出書」の提出をお願いします。

Q 6 非課税の従業員等に異動があった場合でも、異動届出書の提出は必要ですか？

A 6 通知書に記載されている方に異動があった場合は、非課税の方でも異動届出書の提出をお願いします。

Q 7 特別徴収していた従業員等が退職したのですが。

A 7 従業員等が退職・転職・休職などにより、給与の支払いを受けなくなった場合には、異動届出書を異動のあった月の翌月の10日までに提出してください。

Q 8 退職する従業員等が国外に転出するのですが。

A 8 退職者が、退職後国外へ転出する場合は、退職月に関わらず未徴収税額を最後の給与から一括して徴収して納めていただきますようご協力をお願いします。なお、未徴収税額を一括徴収できないときは、納税に関する一切の事項を処理するための納税管理人を設定していただきます。詳しくは市民税課又は清水市税事務所までお問い合わせください。

Q 9 普通徴収から特別徴収に切り替えたいのですが。

A 9 納税通知書に記載されている税額は、納期限前であれば、特別徴収に切り替えができます。「普通徴収から特別徴収への切替届出書」を提出してください。静岡市から特別徴収税額の変更通知書を送付しますので、以降はこの通知書により特別徴収してください。

Q 10 届出書又は申請書に個人番号及び法人番号を記入するのですか。

A 10 特別徴収に係る届出書又は申請書への事業所等（特別徴収義務者）の法人番号及び個人番号又は従業員等（納税義務者）の個人番号については、記入をお願いします。従業員等の個人番号の確認が困難な場合は、その事情を記録し、番号欄を記入せずに提出してください。

Q 11 従業員（納税義務者）用の通知書が圧着され内容が確認できない。

A 11 納税義務者用の通知書は、特別徴収税額の算出の根拠となる所得及び控除等の内訳について、納税義務者に宛てて送付したものですので、開かずそのまま各納税義務者へ配布してください。内容確認は必ず納税義務者の同意を得た上で行うようお願いします。